

(社) 日本原子力学会 標準委員会  
システム安全専門部会 水化学管理分科会  
第9回 PWR 化学分析作業会 議事要旨

1. 日時 2009年3月6日(金) 13:30~18:00

2. 場所 日本原子力発電(株)本店1階 第9会議室

3. 出席者(順不同、敬称略)

【出席委員】水野(主査), 笠原(副主査), 松浦, 大橋, 佐藤, 梅原, 芥川(幹事)

【欠席委員】

【オブザーバー】久宗, 猪俣, 浜口, 伊東

4. 配布資料

P11WG1-9-1 第8回 PWR 化学分析作業会 議事要旨(案)

P11WG1-9-2 溶存水素の分析法原案

P11WG1-9-3 放射性よう素の分析法原案

P11WG1-9-4 トリチウムの分析法原案

5. 議事要旨

議事に先立ち、芥川幹事より委員7名中7名が出席しており、本会議が決議に必要な法定数(委員総数の3分の2以上)を満足していることが報告された。

(1) 前回作業会議事の承認

- ・資料 P11WG1-9-1 により、前回の PWR 化学分析作業会(第8回)の議事要旨(案)が芥川幹事より説明され承認された。

(2) 溶存水素の分析法原案について

- ・水野主査より、資料 P11WG1-9-2 に基づき溶存水素原案における検討事項について説明があった。主な審議内容は以下のとおりである。
- ・6.1 隔膜法の e)操作 1)における溶存水素計の読み取り濃度は  $\text{cm}^3/\text{kg}$  とする。また、標準状態濃度への換算式で式の表記として“(読み取り値)”は適切でないため、「x」などに置き換え、その説明を記載する。
- ・溶存水素計器としての測定精度が定められているか計器取扱書等により確認する。
- ・分析範囲についての注記「装置及び測定条件により異なる」については削除する。
- ・6.2 抽出法の b)器具及び装置の記載で、試料採取容器やガス捕集容器の容量は特に規定しないが、液中溶存ガスの抽出操作においては、ガス捕集容器容量が試料採取容器容量よりも大きいことが必要条件となるためその旨を解説に記載することとした。
- ・抽出法の分析範囲の適切性については、試料採取容器の耐圧条件などから再確認する。

- ・抽出法の試料採取には圧力系からの採取であることから、試料採取容器は耐圧容器であることが明記されている解説図を本文に移動する。また、“精密な一例”は“例”とする。
- ・解説（7 ページ）の、「抽出法が事故後の冷却材中の溶存水素濃度の測定に採用されている」との記述について見直しを検討する。

(3) 放射性よう素の分析法原案について

- ・放射性よう素の分析法については適用範囲を定められないことの理由付けをしておく必要があり、技術的根拠に基づく説明資料を準備する。
- ・本法の分析誤差は 15%以下としており、この大半を占めるのは検出器校正や校正線源の誤差と考えられる。この検出器や校正線源の各誤差を定めるにあたって拠り所となる技術資料等がないか確認する。併せて分析精度を 15%以下とすることの妥当性についても、誤差要因の積み上げを行ない検討し次回の作業会で議論する。

(4) 今後の予定

- a) 次回の作業会は 4 月 13 日（月）開催とする。場所は日本原子力発電本店を予定。

以 上